企業等の新卒採用担当者の皆様へ

長崎大学キャリアセンター長 井 上 徹 志

対面で行う採用活動やインターンシップへの学生の参加の考え方について (新型コロナウイルス感染拡大防止関連)

日頃より、本学の学生の就職活動に関し多大なるご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、皆様方にあっては、新卒採用に係る活動やインターンシップ受入れ等を進めるにあたり、既に様々な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施・予定されておられることと存じます。

本学では、学生に対し、「対面で行う就職活動やインターンシップ等への参加の考え方について」を別添参考資料のとおり提示し、引き続き感染・拡散の防止に努めるよう指導しているところです。

つきましては、下記の内容についてご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 1. 対面による面談・面接、その他説明会などを含む採用活動やインターンシップ等を予定している企業様にあっては、コロナウイルス感染拡大のリスク回避のため、Web サービス、オンラインシステム等を介する形での実施をご検討いただきますようお願いします。大学からの指針に従い、学生から直接 Web 面談等の依頼や問い合わせ等があるかと存じますが、学生の安全に最大限の配慮をお願いし、かつ学生の不利益にならないような対応をお願いします。
- 2. 検討の結果、採用活動やインターンシップ等を対面で実施される場合は、新型コロナウイルス感染等のリスクを下げるため、最大限の対策等(マスクの着用、人と人の十分な間隔の確保、消毒液の配置など)を実施頂きますようお願いします。
- 3. 今後も新型コロナウイルスの感染拡大等により、国や地方自治体あるいは本学からの行動指針等による活動制限のため、参加予定の学生が辞退するなども想定されます。その際は、ご配慮いただきますようお願いします。
- 4. 本学では、感染拡大防止のため、学外からの不要不急と考えられる訪問者は受け入れないものとしておりますが、採用活動等(企業説明会、学生との懇談会、ご挨拶、意見交換等)に係るご来訪については、各部局(担当者等)の判断で受け入れ可能な場合があります。採用等に係る本学へのご訪問のご予定につきましては、当該部局若しくは下記まで必ず事前にお問い合わせください。
- 5. 上記に関しご不明な点等がある場合は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ窓口>

■長崎大学キャリアセンター

095-819-2101

syusyoku@ml.nagasaki-u.ac.jp

学生各位

長崎大学キャリアセンター長 井 上 徹 志

対面で行う就職活動やインターンシップ等への参加の考え方について (制限地域の設定)

最近の全国的な新型コロナウイルス新規感染者の動向に鑑み、本学独自の<u>制限地域が設定</u>されました。 就職活動やインターンシップ参加等(以下、「就職活動等」という。)は、以下に従って行動してください。

【制限地域への移動の許可等について】

1月12日(水)以降、<u>制限地域(広島県、山口県、沖縄県)</u>への就職活動等に伴う移動については、<u>事前に指導教員、担当教員、メンター等と研究計画等について十分相談</u>し、所属部局長に<u>「制限地域への移動許可願(様式1)」を提出し制限地域への移動の許可を得た上で、</u>登学に際して次に記載の<u>「制限地域への</u>移動後等の登学について」を遵守すること。

【制限地域への移動後等の登学について】

事前に、<u>部局長から「制限地域への移動許可」を得ている学生は</u>、(1)県外の飲食店での飲酒、会食を行っておらず、(2)長崎大学健康管理システムで制限地域に移動した日から登学当日までの間に体調不良がなく、(3)COCOA によって陽性者との接触がないことを記した「<u>登学許可願(様式2)」を所属部局長に提出の上、</u>登学の許可を得ること。

部局長から事前許可を得ていない学生は、帰着後2週間の自宅待機後、登学に際しては、「登学許可願 (様式3)」を所属部局長に提出の上、登学の許可を得ること。自宅待機に伴う研究活動等への影響につい ては、指導教員、担当教員等と十分に相談すること。

なお、体調不良等があれば即座に登学を停止し、最寄りの医療機関の診療を受けること。

(就職活動等における感染・拡散防止対策等)

- ①「長崎大学健康管理システム」*)により自らの健康状態を把握しておくこと。
- ②行動記録(いつ、どこで、どのような状況で、誰と会ったかなど)をつけ<u>自らの行動を十分把握</u>しておくこと。
- ③新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA ** をダウンロードして、Bluetooth をオンにして おくことで<u>陽性者との接触確認を自ら把握</u>すること。
- ④不織布マスクの着用、手洗いの徹底、咳エチケットなどの感染予防対策をとること。
- ⑤接待を伴う飲食店や会食でクラスターが発生していること等に留意し、3密を避けることが困難な場所等 への不要不急の外出は厳にこれを慎むこと。

なお、上記就職活動等における感染・拡散防止対策等は、理事(社会連携・学生担当)名で発出の「学生の行動制限について」に基づいていますので、併せて確認してください。また、部局等において、独自の「学生の行動制限」がある場合には、その指示に従ってください。